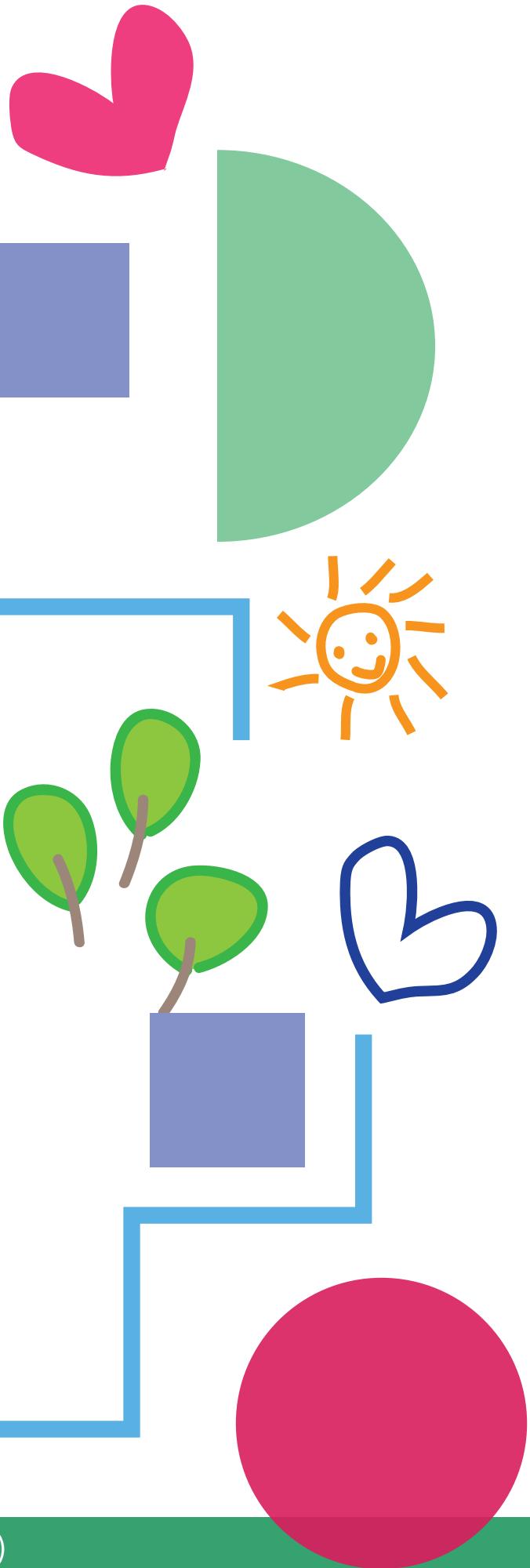




神奈川県

人権が
すべての
人に
保障される
地域社会の
実現を
めざして



かながわ人権施策推進指針（改定版）

神奈川県・神奈川県教育委員会

人権がすべての人に保障される地域社会の実現をめざして

人権は、すべての人が生まれながらに持っている権利であり、人々が幸福な人生を送るために欠くことのできない大切なものです。

神奈川県は、人権尊重の明るい未来を切り開いていくための道しるべとして全国に先駆けて策定した「神奈川県人権施策推進指針」(平成6年(1994年)策定)や、その後の「かながわ人権施策推進指針」(平成15年(2003年)策定)に基づき、様々な取組みを進めてきました。



「かながわ人権施策推進指針」の策定から今年で10年が経過しますが、この間、経済のグローバル化の進展、地域や職場における人と人とのつながりの希薄化、非正規雇用の増加など、社会状況の大きな変化がありました。また、わが国に未曾有の被害をもたらし、私たちの暮らしにも大きな影響を及ぼした東日本大震災も発生しました。

このような中、私たちの周りでは、就業の機会が得られないことによる生活の困窮、子どもや高齢者などへの虐待、学校や職場でのいじめ、インターネットの匿名性を悪用した誹謗(ひぼう)・中傷、災害時における人権への配慮を欠いた事例など、人権にかかわる様々な問題が生じています。

県は、こうした人権をめぐる社会状況の変化を踏まえ、このたび「かながわ人権施策推進指針」を改定しました。今後は、この指針に基づき、人権がすべての人に保障される地域社会の実現をめざして、なお一層の努力を重ねていきます。

県民の皆さん、21世紀を真の「人権の世紀」とするため、共に手を携え、共に考え、共に行動していきましょう。

平成25年3月

神奈川県知事 黒岩祐治

目 次

I	人権施策の取組みの経緯	1
II	指針の基本的な考え方	2
1	指針の目標	2
2	基本理念	2
3	指針の性格	2
III	施策推進にあたっての県の基本姿勢	3
1	人権尊重の視点に立った職務遂行	3
2	人権課題への適切な対応	3
IV	人権教育・人権啓発の推進	4
1	人権教育の推進	4
2	人権啓発の推進	5
V	相談・支援体制	9
1	県の相談・支援体制の充実	9
2	救済関係機関・N G O・N P O等相互の協働・連携強化	9
3	人権相談窓口の情報提供	9
4	緊急一時保護機能の充実	9
5	相談員研修の充実	9

VI	分野別施策の方向	10
1	子ども	10
2	女性	11
3	障害者	12
4	高齢者	13
5	患者等	14
6	同和問題	15
7	外国籍県民	16
8	ホームレス	17
9	犯罪被害者等	18
10	北朝鮮当局によって拉致された被害者等	19
11	様々な人権課題	19
VII	人権施策の推進体制等	21
1	人権施策の推進体制	21
2	人権研修の実施	22
3	県の人権施策への提案等	22
4	人権課題の取組状況等の報告	22

付属資料

1	世界人権宣言（抜粋）	25
2	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）（抜粋）	26
3	市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）（抜粋）	27
4	国連が中心となって作成した人権関係諸条約一覧	28
5	日本国憲法（抜粋）	29
6	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	30
7	人権男女共同参画施策推進会議の設置及び局等の推進体制の整備に関する要綱	32
8	かながわ人権政策推進懇話会設置要綱	35
9	かながわ人権政策推進懇話会委員名簿	36

I 人権施策の取組みの経緯

人権問題は、国を超えた人類共通の重要課題です。

わが国においては、昭和 22 年（1947 年）に、国民主権、基本的人権の尊重及び平和主義を基本原理とする日本国憲法が施行されて以来、人権に関する諸制度の整備など、多くの取組みが進められています。

世界を見ると、昭和 23 年（1948 年）に世界人権宣言が採択されて以来、国連を中心に人権に関する様々な宣言や条約が採択され、すべての国が達成すべき共通の基準として、「自由平等」、「生命、自由、身体の安全」など人権保障の基準が積み重ねられています。

平成 6 年（1994 年）12 月、国連総会において、人権教育を通じて人権という普遍的文化を世界中に築くことを目的として、翌平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とする決議がなされ、わが国においても、平成 9 年（1997 年）7 月に「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」を策定し、これに基づく取組みが進められました。

神奈川県では、こうした時代の流れをいち早く捉え、平成 6 年（1994 年）3 月に「かながわ人権政策推進懇話会」からの提言を踏まえ、県としても人権問題に体系的に取り組む必要があるとの認識から、人権を尊重した行政を進めていく上での道しるべとして、全国に先駆けて「神奈川県人権施策推進指針」を策定しました。

その後、平成 12 年（2000 年）12 月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体にも地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務が規定されたほか、男女雇用機会均等法の改正（平成 11 年（1999 年）4 月施行）や児童虐待防止法（平成 12 年（2000 年）11 月施行）など多くの人権に関する法整備が行われました。こうしたことを踏まえ、平成 15 年（2003 年）6 月には新たに「かながわ人権施策推進指針」を策定し、人権施策の総合的な取組みを進めてきました。

平成 25 年度は「かながわ人権施策推進指針」を策定してから 10 年目になりますが、この間に、犯罪被害者等基本法（平成 17 年（2005 年）4 月施行）、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成 18 年（2006 年）6 月施行）、障害者基本法の改正（平成 23 年（2011 年）8 月施行）など新たに人権に関する法整備が進みました。また一方で、混迷する社会経済情勢の中、生存権を脅かす程の生活困窮に陥ってしまうなど貧困にかかる問題が顕在化するとともに、平成 23 年（2011 年）3 月に起きた東日本大震災を契機に災害時における人権問題などが改めて認識されるようになりました。

そこで、こうした人権をめぐる様々な状況を踏まえ、かながわ人権施策推進指針を改定します。

II 指針の基本的な考え方

人権は、人間の尊厳に基づいて、すべての人が生まれながらに持っている権利であり、個人としての生存と自由を確保し、より幸福な人生を送るために欠くことのできない権利です。わが国においては、憲法で基本的人権として、侵すことのできない永久の権利として保障し、国民の不断の努力によって保持しなければならないとしています。

そこで、この指針では、行政、県民、企業、N G O・N P O等多様な主体が協働して、人権がすべての人に保障される地域社会づくりを着実に進めるための方向性等を示すこととします。

1 指針の目標

人権がすべての人に保障される地域社会の実現をめざします。

2 基本理念

県は、目標の実現に向けて、憲法はもとより国際的な人権の基準に従い、次のことを基本理念として県民とともに取り組みます。

- (1) 誰もが人権を侵されることなく、個人として尊重される社会をめざします。
- (2) 誰もが機会の平等を保障され、能力が発揮できる社会をめざします。
- (3) 誰もが個性を尊重されるとともに、孤立したり、排除されることのない、人と人とのつながりを重視した、共に生き、支え合う社会をめざします。

3 指針の性格

この指針は、人権施策推進にあたって、次の性格を持つものとします。

- (1) 県のあらゆる施策・事業を、常に人権尊重の視点を持って推進する県の基本姿勢を示すものです。
- (2) 人権教育及び人権啓発の推進の方向を示すものです。
- (3) 人権尊重の社会の実現に向けて、県民、企業等の積極的な取組みを促進するものです。
- (4) 主な分野別人権課題の取組みについて、施策推進の方向を示すものです。

なお、この指針は、社会情勢の変化に応じた点検を適宜行うこととします。また、具体的な実施施策等については、県の総合計画や個別計画、各年度の予算等で表します。

III 施策推進にあたっての県の基本姿勢

すべての県職員は、常に全体の奉仕者としてこの指針の基本理念にのっとり、職務を遂行します。

1 人権尊重の視点に立った職務遂行

常に人権尊重の視点に立ち、次の点に留意し、あらゆる施策・事業の推進に取り組みます。

- (1) 常に人権尊重の視点に立って行動します。
- (2) 人権問題を自分自身の問題として考えます。
- (3) 常に職務や研修を通して人権感覚を磨きます。
- (4) 個人情報の保護と情報管理を適切に行います。
- (5) N G O・N P O等と協働・連携して人権施策を推進します。

2 人権課題への適切な対応

県が実施する施策・事業等についての人権課題については、N G O・N P O、当事者等との情報交換などを通じて状況を的確に把握し、迅速、かつ適切な対策を講じます。また、複数の課題が複合して生じているような場合については、関係機関と連携して取り組みます。

IV 人権教育・人権啓発の推進

1 人権教育の推進

これまでの人権教育における取組みと成果を踏まえて、県民一人ひとりが、学校教育と社会教育を通じて、人権尊重の理念についての正しい理解を深め、これを体得し、人権が真に尊重される地域社会が実現するように次の点を基本とする人権教育を総合的に推進します。

ア 責任を自覚しつつ自分らしく生きることができる人の育成をめざす教育

自分の人権とともに他の人の人権を尊重し、その権利の行使に伴う責任の重さを自覚しつつ、自分らしく生きることができる人を育成する教育を推進します。

イ 人権感覚の育成をめざす教育

人権の意義や価値を認識し、人権の尊重が意思・態度に現れ、さらに行動につながるような、県民一人ひとりの人権感覚を育成する教育を推進します。

ウ 人権問題の認識を深める教育

人権尊重の精神を基盤として、人権問題についての正しい理解と認識を深め、その問題の解決に主体的に取り組むことができる人を育成する教育を推進します。

エ 生涯学習の視点に立った教育

幼児から高齢者にいたるそれぞれのライフステージに応じて、学校教育と社会教育との連携を図りつつ、あらゆる機会を捉えて人権教育を推進します。

(1) 学校教育

学校教育においては、幼児・児童・生徒がそれぞれの発達の段階に応じて、人権に関する基本的な理解を深め、人権尊重の意識を高めることにより、人権の大切さを共感的に受けとめる人権感覚を育む教育をすべての教育活動を通じて行うとともに、幼児・児童・生徒の人権に十分に配慮し、一人ひとりを大切にする教育を推進します。

ア 人権に配慮した学校運営や教育指導に努め、幼児・児童・生徒が自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、豊かな人間関係の中で安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。

イ 幼児・児童・生徒が、人権問題について正しい理解を深めるとともに、人権尊重の意識を高めることにより自ら人権感覚を磨くことができるよう、人権教育に関する指導方法の向上に努めます。

ウ 豊かな人間性や社会性を育むため、社会教育との連携を図りつつ、ボランティア活動等多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実に努めます。

- エ 学校に対して、人権教育に関する多様な指導資料を配付するとともに、研究指定校の実践例の情報を提供します。また、人権教育移動教室などN G O・N P O等と協働した人権教育の取組みを進めます。
- オ 教職員が人権尊重の理念について正しい認識を持ち、いじめやセクシュアル・ハラスメント等の事例を見逃さず適切に対応するとともに、体罰を許さない環境づくりを進め、児童・生徒の人権に十分に配慮したコミュニケーションが図られるよう、人権教育に関する研修会等の充実に努めます。
- カ 幼児・児童・生徒や保護者等が、人権にかかわる問題を安心して相談できる体制の充実を図るとともに、関係機関と連携を図り、いじめ等の人権侵害を受けた児童・生徒の心のケアに努めます。

(2) 社会教育

社会教育においては、生涯学習の視点に立って、社会教育関係団体等との連携を図りつつ、県民一人ひとりの主体性のもとに、人権が真に尊重される社会の実現をめざして、人権教育を推進します。

- ア 地域の実情や学習者のニーズに応じて、県民一人ひとりが人権尊重の意識を高めることができるような学習機会等の充実に努めます。
- イ 人権問題について正しい理解を深めるためのわかりやすい学習資料を提供します。また、参加意欲を高めるような参加体験型学習のプログラムの開発に努めます。
- ウ 豊かな地域社会を形成するために、学校教育との連携を図りつつ、ボランティア活動等多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実に努めます。
- エ P T Aをはじめとする社会教育関係団体等との連携を図りつつ、家庭教育における学習機会の充実のための支援や情報提供に努めます。
- オ 地域において、人権教育を積極的に推進していく指導者の養成に努めます。

2 人権啓発の推進

時代とともに、人権をとりまく環境は変化します。しかし、常に人権を尊重する視点から物事を捉え、行動することは、すべての人の生きやすさ、暮らしやすさにつながるものです。

すべての県民が、人権尊重の理念についての理解を十分深め、様々な人権問題に対し、自分自身の問題として認識すること、また人権尊重の意識が態度や行動として日常生活の中に現れ、根づくことをめざし、あらゆる機会、あらゆる場を通じて、より効果的な啓発活動を推進します。

(1) 多様な啓発活動の展開

ア 関係機関と協働・連携した県民参加型の啓発事業の実施

毎年12月初旬の一週間を「かながわ人権週間」とし、この期間を中心に、「神奈川県人権啓発推進会議」(企業、民間団体、市町村、県等で構成) や「神奈川県人権啓発活動ネットワー

ク協議会」（横浜地方法務局、神奈川県人権擁護委員連合会、県等で構成）の主催による、県民誰もが参加でき、また人権問題を日常の身近な問題として考えることができる人権啓発イベントなど多彩な啓発活動を県内全域を対象として実施します。

イ 各種広報媒体を活用した啓発活動

人権尊重意識を高めるため、テレビや新聞などのマスメディア、県のたよりやインターネットなど多様な媒体を活用した啓発活動を行うとともに、児童虐待の防止や女性に対する暴力の根絶など各人権課題に応じた啓発活動を展開します。

ウ 効果的な啓発活動の推進

人権啓発活動を効果的に行うため、次の点に留意して推進します。

（ア） 人権問題に気付く啓発

無意識の何気ない言動や、よかれと思っていたことが、時として相手を傷つけたり、人権を侵してしまうことがあります。人権問題に気付き、理解するという視点に立った啓発活動を行います。

（イ） 自分自身の問題として考える啓発

人権問題に気付いても、自分の身近に影響が及ばないと他人事として済ませてしまいがちです。自分自身が被害者にも加害者にもなり得るという当事者意識を持って考え、解決に向けた行動につながるような啓発を行います。

（ウ） 気軽に参加できる啓発

人権は、かけがえのない、それぞれの人生を「自分らしく生きる」ために保障されている権利です。人権というと「堅い」、「わかりにくい」といったイメージがつきまといかがちであるため、気軽に参加できるような啓発事業を企画します。

（エ） 正しい情報の提供

人権問題に関して、その存在を認知するだけでなく、それぞれの問題の内容やその原因を理解することも重要です。そのために、正しい情報を誰にでもわかりやすい方法で伝えていきます。

（オ） 関心の度合いに応じた啓発

人権問題に対する関心の度合いは、それぞれ異なり、また、テーマによっても差があります。このような差異にも留意し啓発を行います。

（2） N G O ・ N P O 等との協働・連携

人権啓発活動の推進にあたっては、様々な人権問題について、広く県民に理解を深めても

らえるよう、人権の各分野で活動するN G O・N P O等の啓発活動を支援するとともに、協働・連携して多彩な取組みを推進します。

(3) 県民、企業等の取組みの促進

人権尊重の社会を実現するためには、県民一人ひとり、そして企業等が常に人権尊重の視点を意識し、行動していくことが必要です。

ア 県民の方々へ

県民一人ひとりが、人権尊重の視点から社会の動きをキャッチし、知識から行動へという積極的姿勢に立って人権問題に取り組むことが重要です。

日常生活の中で人権問題と思われる出来事に接した際に、直感的にそれはおかしいと思う感性や、人権への配慮が自らの態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けることが大切です。そのためには、次の点に留意する必要があります。

- (ア) 日常的な人権問題への関心と理解
- (イ) 偏見を持たず、差別をしない、差別を許さない態度と行動
- (ウ) 自分の人権とともに他人の人権を敏感に感じとる心のかん養
- (エ) 多様な個性を受け入れ、共存する意識の育成
- (オ) 人権問題を自分自身の問題として考え、その解決に向けた行動の実践
- (カ) お互いに支え合う、地域とのつながりを大切にした生活
- (キ) 県等が実施する講演会等の人権啓発事業への主体的・積極的な参加

イ 企業等の方々へ

人権が尊重される明るい職場づくりは、働く者の労働意欲の向上や健康づくりに影響し、企業等の発展のために欠かせない取組みです。特に、職場のパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントは、相手の尊厳や人格を傷つける人権侵害であり、防止や解決に向けて取り組むことが重要です。

また、商品開発、生産、販売などすべての場面において、人権尊重の視点に立って企業活動を行うことは、社会的責任の一つとして大切なだけでなく、企業価値を高めることになります。

人権尊重の職場づくり等のためには、次の点に留意する必要があります。

- (ア) 事業所内における人権尊重の気風の醸成
- (イ) 職場のパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント防止・解決のための取組み
- (ウ) 人権啓発を推進するためのしくみづくり
- (エ) 消費者や取引先の方の人権に配慮した企業活動
- (オ) 個人の能力と適性に基づく公正な採用と公平な待遇
- (カ) 県等が実施する講演会等の人権啓発事業への主体的・積極的な参加

ウ 県民、企業等が行う啓発活動への支援

県民、企業等が人権啓発活動を行うにあたり、必要な啓発ビデオ、D V Dや資料の提供を行います。また、県が実施する啓発活動についても情報提供を行います。

V 相談・支援体制

個別の人権問題に迅速かつ適切に対処できるよう、相談・支援体制の充実、強化を図ります。

1 県の相談・支援体制の充実

子ども、女性など各分野に設けられている相談・支援窓口において、問題の早期解決を図るため、それぞれの相談・支援体制を充実します。

2 救済関係機関・N G O・N P O等相互の協働・連携強化

複合した人権問題の解決に向けて、県の関係機関をはじめ、法務局など国の関係機関、人権擁護委員連合会、市町村と連携の強化を図るとともに、N G O・N P O等と協働・連携した取組みを推進します。

3 人権相談窓口の情報提供

人権問題の相談等を行っている県内の国、県、市町村、N G O・N P O等の相談窓口一覧を作成し、県の情報提供コーナーや市町村人権担当窓口等に備えます。また、県のホームページ（<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0216/>）に掲載します。

4 緊急一時保護機能の充実

虐待を受けている子どもや配偶者等からの暴力を受けている被害者を、適切に一時保護するとともに、自立等の支援を充実します。

5 相談員研修の充実

相談員が人権問題に適切に対処できるよう、それぞれの分野において研修を充実するとともに、加害者に対しても、適切に相談に応じ、指導ができる人材の養成に努めます。

VI 分野別施策の方向

人権問題の解決に向けては、この指針で示す基本理念にのっとり、各分野の個別法令や県の総合計画、個別計画等を踏まえて取組みを進めます。

1 子ども

子どもへの虐待、いじめが深刻な問題となっています。また、性非行や薬物乱用、インターネット、携帯電話・メール等の悪用等の問題もあります。子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られる中で成長していく環境づくりを推進します。

(1) 主な取組みの方向

ア 児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止等の推進

児童相談所の相談・一時保護体制の充実、市町村における虐待防止ネットワークの強化、地域における子育ての支援策の充実、児童虐待防止の広報・啓発等による児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止を推進するとともに、里親制度の充実等による地域での被虐待児のケア体制の整備を図ります。

イ いじめ対策の推進

いじめは許されない人権侵害であるため、未然防止対策を推進するとともに、子ども自身の意見を尊重しながら、いじめの問題解決のために教育相談コーディネーターやスクールカウンセラーの活用により校内教育相談体制の拡充を図るほか、学校・家庭・地域社会が一体となつたいじめ対策の取組みを進めます。

ウ 不登校、ひきこもりなどの対策の推進

不登校・ひきこもりなどへの対応についてN P O等と連携を図りながら、「かながわ子ども・若者総合相談センター」等で、子ども・若者やその保護者が相談しやすい体制と支援の充実を図ります。また、自閉症等の発達障害を有する障害児者に対する総合的な支援を行うため、「発達障害支援センター」等において、相談支援等を実施します。

エ 子どもの人権擁護の推進

子どもの人権擁護のための審査、助言等を行う審査会の設置や、子どもからの人権にかかる悩みへの電話相談等を実施し、「児童の権利に関する条約」の趣旨に基づき、子どもの人権擁護を推進します。

オ 青少年の健全な育成の推進

青少年にとって有害な社会環境の健全化を進めるため、条例による規制や県民運動の展開など、青少年が心豊かに育つ社会づくりを推進します。

力 人権に配慮した学校教育の推進

人権尊重の意識を高める教育を一層推進するとともに、幼児・児童・生徒の人権に十分配慮し、体罰を許さない環境づくりを進め、一人ひとりを大切にした教育指導や学校運営に努めます。

(2) 主な関係法令

社会福祉法 児童福祉法 児童虐待の防止に関する法律 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 子ども・若者育成支援推進法 県青少年保護育成条例

(3) 県の主な関係審議会等

県児童福祉審議会 県青少年問題協議会

2 女 性

近年、夫、パートナー等からの暴力や性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力が社会問題となっており、被害は複雑化、多様化しています。また、就業の場における待遇の面での格差等の問題も存在しています。

職場や家庭、地域など、あらゆる場で男女が互いに人権を尊重し、一人ひとりが生き生きと個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。

(1) 主な取組みの方向

ア 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

夫、パートナー等からの暴力の被害者への相談や一時保護、自立支援などの総合対策を推進するとともに、暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることの周知・啓発を行います。外国籍女性の暴力被害についても、同様に取組みを促進します。近年では、いわゆるデート DV（交際相手からの暴力）の問題も顕在化しているため、若い世代への意識啓発・教育を行います。

また、性犯罪、ストーカー行為にかかる相談やセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発などの取組みを一層推進します。

イ 就業の分野における男女共同参画の促進

女性の能力を発揮するための積極的な取組み（ポジティブ・アクション）について、企業へ連携・協力を求めていきます。また、就業の継続や再就職、起業等一人ひとりが希望する働きができるよう支援を充実するとともに、適正な待遇の確保や安定した就労の促進に取り組みます。

ウ 男女共同参画社会づくりに向けた教育及び啓発の推進

学校教育において、幼児・児童・生徒の個性・適性を尊重しつつ、発達の段階に応じた

男女平等観の形成を促進する教育・学習の充実を図ります。また、県民、企業等に男女共同参画の重要性について啓発を行うとともに、学習の機会を提供します。特に、大学生など若い世代における理解の促進を図ります。

エ メディアにおける人権の尊重

情報を読み解き、評価していく力（メディア・リテラシー）の向上を図るとともに、性別による固定的役割分担意識に基づく表現や、性的側面のみが強調されたり、暴力が無批判に扱われるなどの人権を軽視した表現などが行われることのないよう、メディアにおける人権に関する自主的な取組みの促進等を働きかけます。

(2) 主な関係法令

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 売春防止法 ストーカー行為等の規制等に関する法律 雇用の分野における男女の均等の機会及び待遇の確保等に関する法律 男女共同参画社会基本法 県男女共同参画推進条例

(3) 県の主な関係審議会等

県男女共同参画審議会

3 障害者

障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁等のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加に支障をきたしている状況があります。

すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとする障害者基本法の理念を踏まえ、障害のある人もない人もお互いに支え合い、共に生活し、活動できる社会の実現をめざします。

(1) 主な取組みの方向

ア 障害者の住まいの確保と地域生活移行・定着への支援

福祉施設に入所している障害者や入院中の精神障害者の地域生活への移行を進めるため、グループホーム等の設置を促進するとともに、住居の確保に関する相談や緊急時の対応などを行う地域移行・地域定着のための相談支援事業の利用を支援します。

イ 障害者の社会参加の推進と障害者理解の促進

障害者の社会参加を推進するため、就労訓練を行う福祉施設・事業所や地域活動支援センターに対する支援等を行うとともに、障害者のニーズに沿った福祉、医療などのサービスが受けられるように地域支援体制の充実に努めます。

また、障害や障害者に関する理解の促進を図るとともに、身体障害者補助犬の施設への受け入れなど、社会参加機会を拡げる取組みの周知や、障害者にわかりやすい情報の提供に努めます。

ウ 障害者の権利擁護のしくみの充実と虐待防止対策の推進

障害者が地域で安心して生活できるように権利擁護に係る相談や福祉サービス利用の支援、福祉サービスに関する苦情解決体制の整備など、権利擁護のしくみを充実とともに、障害者の虐待防止対策を推進します。

エ バリアフリーの街づくりの推進

障害者が暮らしやすい住まいの環境づくりを推進するとともに、誰もが利用しやすい、ユニバーサルデザイン※の考え方を踏まえたバリアフリーの街づくりを推進します。

オ 一人ひとりの特性を踏まえた教育の推進

障害者である幼児・児童・生徒の尊厳を重んじ、一人ひとりの特性や発達の段階を踏まえた教育の推進を図ります。また、教育活動全体を通して、障害者に対する理解を促進し、共に学び共に育つ教育を推進します。

※「すべての人のためのデザイン」ということです。障壁（バリア）を取り除いて障害者や高齢者が社会に参加できるようにしていこうというバリアフリーの考え方をさらに進め、障害や年齢、国籍、性別などの違いをこえて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどをやっていこうとする考え方です。

（2）主な関係法令

社会福祉法 障害者基本法 障害者総合支援法 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 障害者の雇用の促進等に関する法律 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 県みんなのバリアフリー街づくり条例

（3）県の主な関係審議会等

県障害者施策審議会 県児童福祉審議会 県社会福祉審議会 県精神保健福祉審議会

4 高齢者

高齢者が急速に増加することに伴い、介護や支援を必要とする高齢者の増加が見込まれます。また、介護の必要はなくとも一人暮らしや健康に不安を抱えるなど何らかの支援を必要とする高齢者も増加する見込みです。

このような中、高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくりの実現をめざします。

（1）主な取組みの方向

ア 地域包括ケアの推進

高齢者が、住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケア」の推進に向けた取組みを進めます。

イ 高齢者の尊厳を支える取組みの推進

認知症の高齢者が、地域において尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができるよう、本人や家族等に対する支援施策を充実します。

また、身体拘束をしない介護や高齢者虐待防止の取組み、成年後見制度の活用など、高齢者の権利擁護のしくみの充実に取り組みます。

ウ 安全・安心な地域づくり

一人暮らし等の高齢者の安否を確認し、事故や急病等の緊急時に迅速な対応をとるため、また、地域や社会からの孤立を予防し地域での生活を支えるため、見守り体制を充実します。

また、高齢者が安心して快適に生活でき、自由に外出することができるよう、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリーの街づくりを推進します。

エ 社会参画の推進

高齢者が積極的に社会に参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう、地域貢献などの社会参画活動（ボランティア活動等）を進めます。

また、個々の高年齢者の多様な就業ニーズに対応した就職、再就職、起業等の支援に取り組みます。

オ 高齢者への理解を深める教育の推進

高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢化社会に対する基本的理解や介護・福祉などの課題に関する理解を深める教育を推進します。

(2) 主な関係法令

社会福祉法 老人福祉法 介護保険法 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 県みんなのバリアフリー街づくり条例

(3) 県の主な関係審議会等

県社会福祉審議会 県認知症対策推進協議会

5 患者等

病気についての知識の不足や誤解からエイズ患者・HIV感染者やハンセン病患者・元患者、難病患者及び肝炎患者等に偏見を持つ人がいます。

こうした偏見をなくすため、病気についての正しい知識の普及を推進し、患者等の立場に立って考えるなどの啓発に努めます。

(1) 主な取組みの方向

ア 普及啓発の推進

エイズやハンセン病、難病疾患及び肝炎等に関する正しい知識の普及啓発を推進し、エイズ患者・HIV感染者やハンセン病患者・元患者、難病患者及び肝炎患者等に対する偏見や差別意識の解消に努めます。

イ 支援体制の充実

エイズ患者・HIV感染者への保健・医療・福祉の様々な面からの支援、ハンセン病療養所入所者が社会復帰するにあたっての支援、難病患者や肝炎患者等の医療費助成などの支援に努めます。

ウ 医療機関の選択の推進

医療を受ける者が保健医療サービスの選択を適切に行うことができるよう、正確かつ適切な情報提供を行います。

エ 正しい理解を身に付ける教育の推進

感染症等の疾病についての正しい知識を身に付けることにより、患者、元患者やその家族等に対する偏見や差別意識を解消する教育を推進します。

(2) 主な関係法令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(3) 県の主な関係審議会等

県感染症対策協議会 県難病対策協議会

6 同和問題

同和地区関係者への偏見や差別意識は、まだ解消された状況にあるとはいえない。

権利侵害や不利益を被ることのないよう、同和問題の解決に向けて、一人ひとりが正しい理解と認識を深め、差別を許さない心を育むため、人と人とのつながりを重視する視点に立った啓発活動等を推進します。

また、これまでの同和教育の成果を踏まえ、同和問題に関する正しい理解に立って偏見や差別に立ち向かう力を育てるとともに、児童・生徒の自主性を尊重した学校教育や地域における社会教育の実践に一層努めます。

(1) 主な取組みの方向

ア 同和教育の推進

同和問題について正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識をなくすため、あらゆる機

会を捉えて人権尊重の精神を基盤とした教育を推進するとともに、差別に遭遇したときに、自ら正しい判断に基づき行動ができる児童・生徒を育成します。

イ 人権尊重意識の啓発

同和地区関係者に対する偏見や差別意識をなくすため、国、市町村、企業等との連携を図り、人権尊重意識を啓発します。

ウ 同和対策の推進

同和地区関係者の自己実現や社会参加にかかる支援を行います。

エ 地域住民の交流の促進

地域住民の相互理解を図るため、交流を促進します。

オ えせ同和行為の排除

えせ同和行為の排除に向けて、関係機関と連携し、正しい知識と対処について啓発します。

(2) 主な関係法令

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

7 外国籍県民

言語、宗教、習慣等への理解不足から外国籍県民への偏見や差別意識により、様々な人権問題が生じています。

一人ひとりが多様な文化や民族の違いを理解し、認め合い、個性と能力を發揮できる暮らしやすい環境を整備するなど、多文化共生社会の実現をめざします。

(1) 主な取組みの方向

ア 多文化共生・多文化理解の促進

国籍・文化・民族等の違いによる差別や偏見をなくすために、それぞれの文化や歴史を理解し、外国籍県民の人権問題についての理解を得られる環境づくりを推進します。

イ 外国籍県民にかかる法律・制度の改善

外国籍県民の教育機会の拡大などにかかる法律・制度の改善に向けた取組みを進めています。

なお、地方参政権の制度化については、十分に議論を深める必要があります。

ウ 多言語による情報の提供や相談機能の充実

言葉による障壁をなくすため、外国籍県民向けの多言語による各種情報提供や相談機能を充実します。

工 外国籍県民への生活支援の充実

外国籍県民の暮らしやすい環境づくりのため、日本語学習、医療、福祉、住居、就労など外国籍県民の生活にかかる支援策を促進します。また、女性への暴力や在留資格などから派生する人権問題の解決に向けた取組みを促進します。

オ 多文化理解を深める教育の推進

多文化理解を深めるため、国籍・文化・民族等の違いによる差別や偏見をなくす教育を推進します。また、外国籍児童・生徒に対する教育の充実を図り、民族や母語などに誇りをもち、本名が名乗れる教育環境づくりを支援します。さらに、日本語の理解が十分でない外国につながりのある児童・生徒に対し、教育環境の充実を図ります。

(2) 県の主な関係審議会等

かながわ国際政策推進懇話会 外国籍県民かながわ会議

8 ホームレス

近年の経済、雇用環境の悪化等を背景に、駅周辺、公園、河川敷等にはホームレスとなることを余儀なくされた方が起居しており、ホームレスへの偏見や差別意識から暴行事件等が発生しています。また、生活や安定した住居確保に支障を生じ、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人もいます。

ホームレスの自立支援やホームレスの人権擁護のための啓発活動等を推進します。

(1) 主な取組みの方向

ア ホームレスの人権擁護のための啓発活動の推進

ホームレスへの偏見や差別意識をなくすため、人権尊重意識を啓発します。

イ ホームレスの自立支援に関する施策の推進

ホームレスに対し、就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保に関する施策、生活に関する相談・指導等について、国、市町村、N G O等と協働・連携を図り自立の支援を推進します。

ウ ホームレスとなることを未然に防止するための対応

ホームレスとなることを未然に防止するためには、早い段階での支援が効果的であるため、就労や各種の生活資金貸付、生活保護などの制度施策の周知を図り、すみやかに適切な相談窓口へつなげるなどの取組みを進めます。

エ ホームレスの人権に配慮した教育の推進

ホームレスへの偏見や差別意識をなくすため、ホームレスについて正しい理解を深めるよう、教育を推進します。

(2) 主な関係法令

生活保護法 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

9 犯罪被害者等

犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族・遺族の方々は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負い、財産を奪われるといった、犯罪等による直接的な被害だけではなく、周囲の無理解や心無い対応による精神的被害など、二次的な被害にも苦しんでいます。

犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を県民全体で支える地域社会の実現をめざします。

(1) 主な取組みの方向

ア 犯罪被害者等への途切れることのない支援の実施

県、県警察及び民間支援団体の三者で構成する「かながわ犯罪被害者サポートステーション」では、市町村や関係機関等との緊密なネットワークにより、犯罪被害者等への途切れることのないきめ細かな支援を実施するとともに、支援の充実を図ります。

イ 犯罪被害者等への理解を促すための啓発活動の推進

犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について県民等の理解を促進するため多様な手法の活用による効果的な啓発活動を推進するとともに、中学・高校生に対して命の大切さを学ぶ教室を開催し、他人を思いやる気持ちや規範意識を醸成することにより、被害者も加害者も出さないまちづくりを推進します。

ウ 犯罪被害者等を支援する人材の育成

支援を担う人材を確保・育成するため、即戦力になり得る有資格者や意欲のある者へのボランティア登録の呼びかけを行うとともに、支援員養成講座や研修の充実を図ります。

エ 犯罪被害者等への理解を促進する教育の推進

誰もが犯罪被害者等になる可能性があることに気付かせるとともに、二次被害を起こすことのないよう、犯罪被害者等の気持ちに共感する力を育成する教育を推進します。

(2) 主な関係法令

犯罪被害者等基本法 県犯罪被害者等支援条例

10 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致は、わが国に対する主権侵害であるとともに重大な人権侵害です。地域で共に暮らす在日朝鮮人の方々の人権にも配慮しながら、拉致問題の一日も早い解決に向けて啓発活動などを推進します。

(1) 主な取組みの方向

ア 拉致問題の啓発の推進

拉致問題への関心、理解を深めてもらうため、国、市町村、関係団体とも連携しながら啓発活動などを推進します。

イ 拉致問題への理解と関心を深める教育の推進

拉致問題が風化することのないよう児童・生徒の発達の段階に応じて、拉致問題に対する正しい理解、関心を深めるための教育を推進します。

(2) 主な関係法令

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律

11 様々な人権課題

ここまで、分野別施策の方向として、「子ども、女性、障害者、高齢者、患者等、同和問題、外国籍県民、ホームレス、犯罪被害者等、北朝鮮当局によって拉致された被害者等」の10の分野を取りあげましたが、この他にも、様々な人権課題があります。

貧困等にかかる人権課題

混迷する社会経済情勢の中で、教育や就業の機会が得られず、生活に困窮するような状況が生じています。その中には、適切な支援が受けられず、健康で文化的な最低限度の生活さえできないおそれのある人もいます。

例えば、母子家庭の多くが低所得層にあることは、子どもの教育に影響し、貧困が次世代に渡って連鎖するといった問題も指摘されています。

さらに、若者が職に就けない、あるいは、不安定な雇用状態に置かれるなど、社会人としてのスタート地点で社会から排除されるような状況に置かれたり、家族や地域とのつながりが希薄になり、高齢者等が「孤立死」するという問題も起きています。

また、例えば、障害のある子どもがいじめにあったり、外国籍の女性が暴力被害にあった場合に、相談窓口や支援手続がわからず困難な状況に置かれるような複合的なケースもなくありません。この他にも、貧困やいじめなど様々な要因により、追い込まれた末に起きる自殺の問題や、遺された人たちへのケアの課題もあります。

これらの課題について、関係機関と連携した就労支援や地域づくり、相談活動などを通じ

て、社会から孤立させない、排除しない、一人ひとりを包み込む社会づくりを推進します。

災害発生時の人権課題

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に起きた東北地方太平洋沖地震による災害及びそれに伴う原子力発電所の事故は、被災地に大きな爪あとを残し、多くの方々が避難生活を強いられ、長期間自宅に戻れないなど、これまでの生活を一変させてしまいました。こうした中で、人権への配慮に欠ける避難所運営や、放射線被ばくについての風評等に基づく差別的言動など、災害時における人権の問題も改めて認識されることになりました。

これらの問題について、より良い避難所運営に向けて市町村の取組みを支援することや、人権啓発の中で今回の震災における人権課題を例とすることなどにより、災害時にも人権が配慮される社会づくりを進めます。

インターネットを悪用した人権侵害

情報化の進展によるインターネットの普及や、情報通信のパーソナル化に伴い、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性は、大きく向上しました。しかし、一方、有害サイトへのアクセスの問題や、インターネットを悪用した他人を誹謗中傷する書き込みの事例なども後を絶ちません。

これらの問題についても、インターネットによる人権侵害を防ぐための教育や啓発を行うとともに、関係機関と連携した適切な対応を行います。

この他にも、特定の職業に従事する人、刑を終えて出所した人、性的マイノリティ（同性愛者、性同一性障害者や自己の性別に不快感を感じる人、インターフェクス（先天的に身体上の性別が不明瞭であること）の人）への偏見や差別意識、身体的特徴を理由とする偏見や差別意識など様々な人権にかかわる問題があります。これらの問題においても、指針の趣旨に従って、関係機関、N G O・N P O 等と協働・連携してそれぞれの状況に応じた取組みを行います。

VII 人権施策の推進体制等

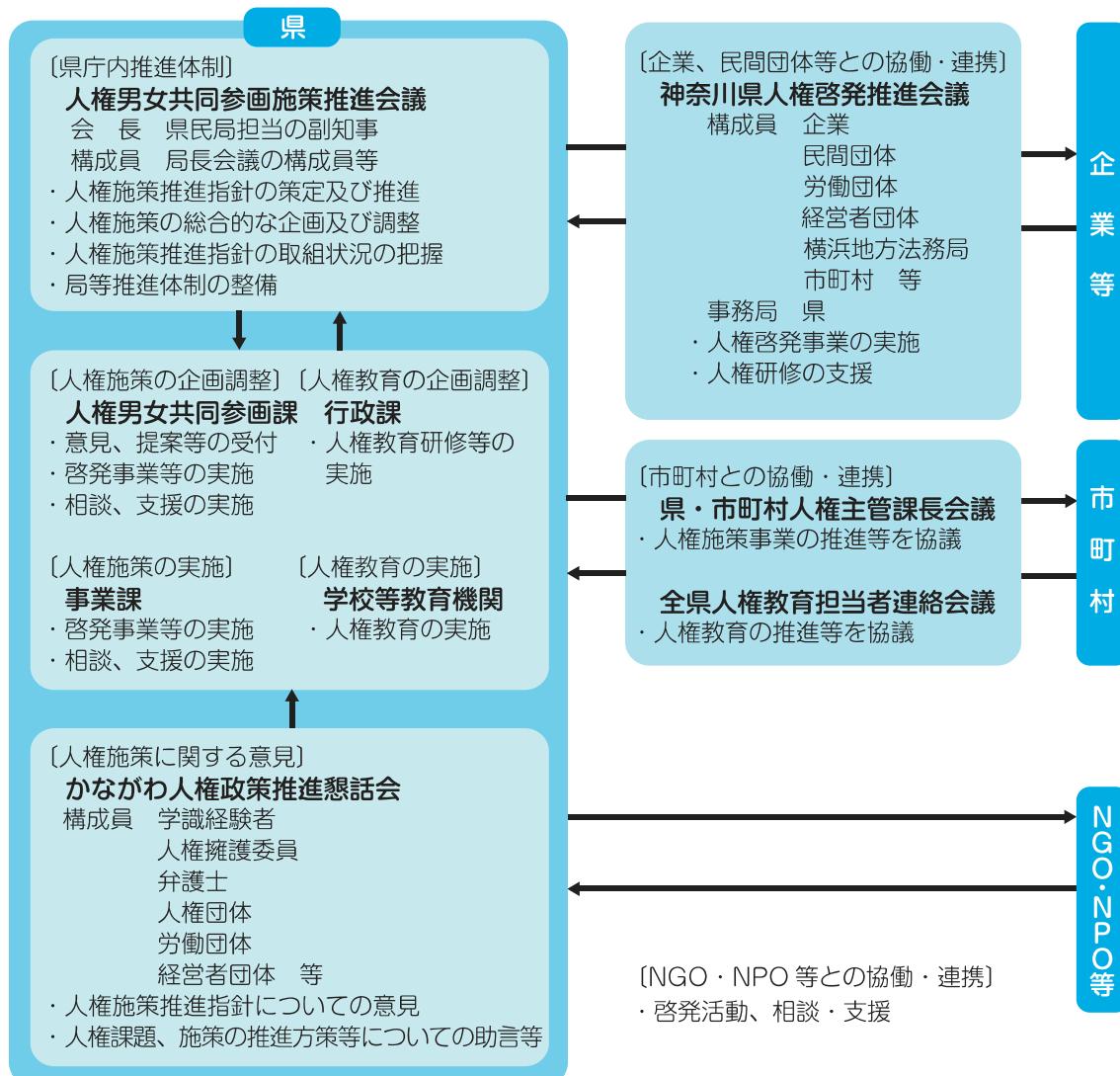
1 人権施策の推進体制

人権施策の推進にあたっては、職員一人ひとりがこの指針の基本理念に基づいて行動するとともに、かながわ人権政策推進懇話会委員からの意見等も聞きながら、県庁内で関係局等が連携し、適正かつ積極的に取り組みます。

府内では、人権施策の円滑、適正な推進を図るため、全庁的な推進体制として、人権男女共同参画施策推進会議（会長 県民局担当副知事）を設置するとともに、局ごとに人権男女共同参画施策統括責任者（局長等）及び人権男女共同参画施策推進責任者（各局企画調整担当課長）、所属ごとに人権男女共同参画施策推進主任者兼研修指導者（筆頭グループリーダー等）を設置します。

また、職員一人ひとりが人権尊重の考え方を常に自覚して職務を行うよう、全所属で年度ごとに「人権に配慮した職務遂行計画」を作成し、その評価を行い職務に生かします。

府外では、企業、民間団体、行政等で構成する「神奈川県人権啓発推進会議」やN G O・N P O等と協働・連携して啓発活動や相談・支援など人権施策の推進に取り組みます。



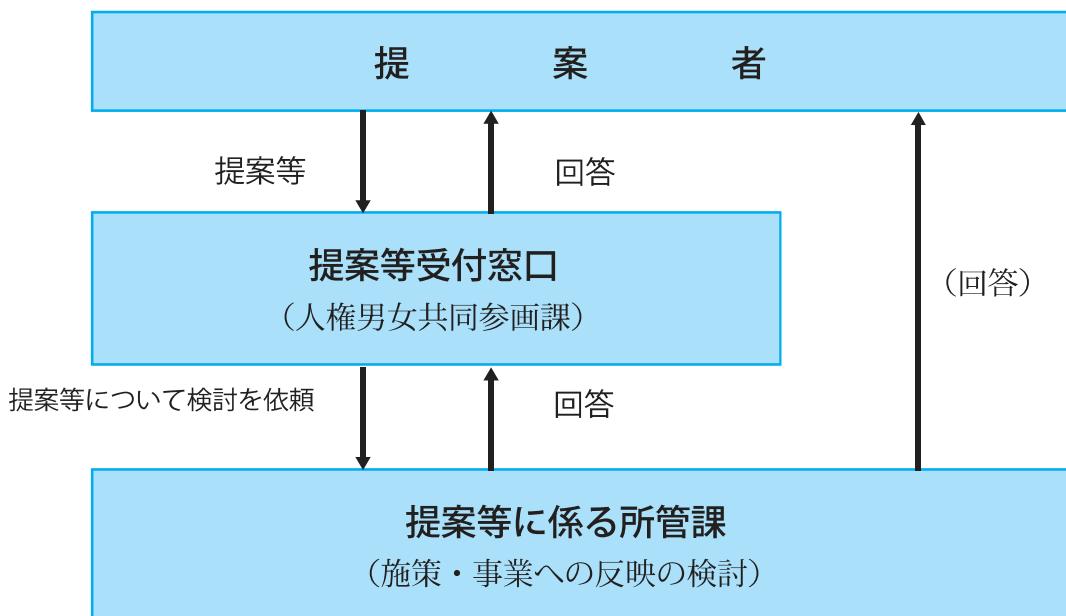
2 人権研修の実施

職員一人ひとりの人権感覚を磨き、人権尊重意識の定着を図るため、人権施策推進主任者兼研修指導者に対する研修を実施します。また、全所属で職務内容に応じた人権研修を実施します。

3 県の人権施策への提案等

県の人権施策をより幅広く着実に推進するため、県が実施する人権の推進に関する施策または事業についての県民、企業等からの提案、意見、要望、苦情等を受け付ける窓口（人権男女共同参画課）を設置します。

提案等については、提案等に係る所管課に検討を依頼し、その結果を提案者に回答します。



4 人権課題の取組状況等の報告

主な人権課題に対する県の取組状況や県民、企業等からの提案等についての対応状況を「かながわ人権政策推進懇話会」に報告し、意見を求めるとともに、その意見を関係局等と共有し、県の取組みへの参考とします。



県民局くらし県民部人権男女共同参画課

横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話 (045)210-3637 (直通) FAX(045)210-8839

教育局行政部行政課

横浜市中区日本大通 33 〒231-8509 電話 (045)210-8087 (直通) FAX(045)210-8920

平成 25 年 6 月 第 1 刷 発行